

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 役員候補者の公募について

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、以下により役員候補者の公募を行います。

1. 公募する役員候補者の役職

常勤の専務理事候補者 1 名

2. 任期

令和 7 年度定時評議員会終結時 ～ 令和 9 年度定時評議員会終結時

3. 当機構の概要及び職務内容

別紙のとおり

4. 選考方法

(1) 役員候補者選定委員会において候補者を選考します。同委員会が必要に応じて面接を行う場合があります。

(2) 役員候補者として選定された者については、役員候補者選定委員会より評議員会へ役員候補者として提案され、評議員会において、審議の後、理事としての選任が行われます。

理事選任後に開催される理事会において、互選により専務理事が選定されます。したがって、理事として選任されても専務理事に選定されない場合があります。

(3) 応募者には、選考結果を郵送にて通知します。なお、選定された者には選考後電話にて連絡します。

5. 応募方法

(1) 公募期間

令和 7 年 3 月 19 日 (水) ～ 令和 7 年 4 月 9 日 (水)

(2) 応募資格

別紙の 3 のとおり

(3) 応募書類

① 次の事項を記入した履歴書を作成し、最近 3 ヶ月以内に正面撮影した顔写真を添付して下さい。

- ・最終学歴及び職務経歴（職務経歴は時系列で可能な限り詳細に）
- ・現住所、連絡先（電話番号、メールアドレス等）

② 応募動機及び自己アピールを、A4 版用紙に横書き 2000 字以内で記載して下さい。

（または、A4 版用紙に横書き 2 枚以内（35 字×30 行）で記載して下さい。）

6. 応募書類の提出先

〒113-0034 東京都文京区湯島二丁目3番24号 湯島ベアービル7階
公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 総務担当宛

※ 応募書類は、封筒に「応募書類在中」と記入の上、書留便により公募期間内に到着するようにお送り下さい。

7. 応募に関する問い合わせ先

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 総務部

電話： 03-5800-0130

E-mail： info@umitonagisa.or.jp

8. その他

- ① 応募書類は返却しません。
- ② 応募に係わる費用は全額応募者負担とします。
- ③ 提出された書類等の個人情報については、本選考以外には使用しません。

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の概要及び役員の職務内容

1 法人の概要

(1) 所在地 東京都文京区湯島二丁目3番24号 湯島ベアビル7階

(2) 設立 昭和50年3月3日 設立

農林省，通商産業省及び運輸省の共管の下に設立許可

平成23年7月22日合併認可（平成23年10月4日合併）

農林水産省，経済産業省及び国土交通省の共管の下に合併認可

（財）漁場油濁被害救済基金は（社）海と渚環境美化推進機構と合併

平成25年3月21日移行認定（平成25年4月1日移行）

内閣総理大臣から公益財団法人として認定

(3) 目的

海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備を支援及び推進し、「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、保存、整備及び活用を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的とする。

(4) 事業

- ア 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する活動の支援、推進及び普及・啓発
- イ 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する調査研究並びに情報の収集、分析及び提供
- ウ 原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給
- エ 上記ウの漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の支弁
- オ 原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止ため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第90号）第7条に定める船舶所有者等の責任の限度額を超えた費用の支弁
- カ 漁場油濁の防止及び漁場油濁による被害の救済に関する調査、知識の啓発普及

及び被害漁業者に対する指導

キ 「海の羽根」募金運動の推進

ク その他機構の目的を達成するために必要な事業

(5) 組織（役員及び評議員）

| | |
|------|---------|
| 評議員 | 10名 |
| 役員 | 10名 |
| 理事長 | 1名（非常勤） |
| 専務理事 | 1名（常勤） |
| 理事 | 6名（非常勤） |
| 監事 | 2名（非常勤） |
| 職員 | 5名 |

2 職務内容

関係法令及び当機構の定款に基づき、業務執行役員として非常勤の理事長を補佐するとともに、理事会を構成し、その決議により当機構の業務を執行し、事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔にて2回以上、職務の執行状況を理事会に報告する。

具体的には、上記1の(4)に掲げる事業の推進及び管理並びに関係省庁、関係団体会員等との折衝・協議・調整等の業務を行う。

3 必要な資格、経験等

- (1) 当機構の目的、事業内容、事業環境及び財政状況を理解の上、公益財団法人として幅広い社会貢献を目指し、経営運営及び事業執行に積極的に取り組む意欲を有すること。特に「公益法人制度改革3法」について、その背景、目的及び内容に関し深い理解を有していること。
- (2) 管理職として、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有していること。
- (3) 当機構の業務の多くが、漁業分野に関するものであることから、水産施策に関する十分な経験と知見を有するとともに、海洋環境、重油等に関する知識を十分に有し、当機構の事業の推進に、先導的な役割を発揮することができること。
- (4) 当機構の業務の相当部分は、国、政府機関等からの補助金又は受託事業であり中立性・公平性が強く求められることから、公務員同等以上の倫理観を有すること。
- (5) 人格高潔で、心身ともに健康であること。
- (6) 原則として任期満了時において65歳以下であること。

- (7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

4 勤務条件

(1) 勤務形態

常勤

(2) 勤務場所

法人所在地

(3) 勤務時間

役員であることから勤務時間の定めはないが、常勤職員と同様に毎週月曜日から金曜日の9時から17時までの勤務を原則とする。

(4) 報酬

当機構の役員報酬規程による。

(5) 福利厚生

健康保険、厚生年金に加入する。

(6) その他

当機構の規程等に定めるところによる。